

基金だより

2025年
8月発行

2024年度決算をお知らせします

基金の業務概況 ●2024年度決算時の当基金の概況等をお知らせいたします。

加入者数および掛金額

	男子	女子	合計
	623人	109人	732人
掛金額	リスク分担型掛金	168,219千円	
	事務費掛金	30,899千円	

当月分を翌月末納付 納付率100%

年金・一時金の給付状況

		件数	金額
老齢給付金	年金	282	109,595千円
	一時金	6	39,248千円
脱退一時金		34	12,889千円
遺族一時金		3	3,504千円

老齢給付金受給待期者 11人

年金資産の委託先別運用状況

委託先	資産額	収益額	運用利回り	
信託銀行	3社	5,393,755千円	106,413千円	2.00%
生命保険(一般勘定)	2社	1,415,117千円	24,855千円	1.78%
生命保険(特別勘定)		1,298,021千円	15,392千円	1.20%
資産全体	5社	8,106,893千円	146,660千円	1.83%

【市場の収益率】

2025年3月31日現在

		2024年度	2023年度
国内	債券(NOMURA-BPI)	△4.73%	△2.20%
	株式(TOPIX+配当)	△1.55%	41.34%
外国	債券(フル・パブリック)	△1.02%	△2.59%
	債券(FITSE WGBI、円換算後)	1.79%	15.27%
株式(MSCI、円換算後)		6.82%	42.92%

<参考> 2024年度の市場動向

2024年度の市場環境は、年度初めには内外の株式市場が堅調に推移しましたが、第2四半期には急速な円高と日本銀行の金融政策変更(いわゆる「日銀ショック」)を受けて、リスク資産全体が大きく調整される展開となりました。第3四半期には、米国政局の影響による「トランプ・トレード」により一時的に株式市場が持ち直しましたが、第4四半期にかけては、米国の新政権による通商・関税政策の不透明感が強まり、再びリスク回避姿勢が強まったこ

とで、株価は大きく下落しました。

国内金利はインフレ期待や政策修正を背景に上昇基調となり、米国でも高金利が長期化するなど、金利上昇圧力が継続しました。為替市場も大きく変動し、通貨の不安定さが運用リスクをさらに高める要因となりました。

こうした状況を踏まえると、2024年度はボラティリティが非常に高く、政策要因による市場の急変が続く、極めて不確実性の高い運用環境であったといえます。

年金資産の構成割合 各投資先に資産を配分して、リスクを分散しながら運用しています。

(単位: 千円、%)

	グローバル債券	国内株式	外国株式	一般勘定	オルタナティブ等	短期資産	資産合計
時価総額	1,573,597	1,525,356	1,193,622	1,415,117	2,308,228	90,973	8,106,893
構成割合	19.4	18.8	14.7	17.5	28.5	1.1	100.0

オルタナティブ等資産の内訳

国内不動産(私募リート): 503,847 非上場資産パッケージファンド: 487,194 複数のオルタナティブ投資を組み入れたパッケージ商品: 382,260
マルチアセット: 311,880 リスク抑制コントロール型ファンド: 579,199 生保/損保リンクファンド: 43,848

(運用委託機関) 信託銀行: みずほ信託銀行・三菱UFJ信託銀行・りそな銀行 生命保険会社: 富国生命保険・住友生命保険

2024年度

基金決算のお知らせ

2025年7月18日に開催されました当基金代議員会において、当基金の2024年度の決算が承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

年金経理

年金の給付や掛金の受け入れ、年金資産の管理運用などを行う経理です。

損益計算書 (2024年4月1日～2025年3月31日)

(千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
1. 経常収支		1. 経常収支	
給付費	162,535	掛金等収入	167,682
移換金	395	運用収益	146,660
運用報酬等	46,632		
業務委託費等	4,070		
2. 特別収支	0	2. 特別収支	0
3. 負債の変動		3. 負債の変動	
責任準備金増加額	100,710	責任準備金減少額	0
4. 基本金		4. 基本金	
当年度剰余金	0	別途積立金取崩額	0
計	314,342	計	314,342

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
1. 純資産		1. 純資産	
流動資産	27,117	流動負債	0
(現金・預貯金)	(13,568)	支払備金	19,036
(未収掛金等)	(13,549)	(未払給付費)	(18,906)
固定資産	8,106,893	(未払移換金)	(130)
(信託資産)	(5,393,755)		
(保険資産)	(2,713,138)		
2. 負債	0	2. 負債	
3. 基本金		責任準備金	8,114,974
当年度不足金	0	3. 基本金	
計	8,134,010	当年度剰余金	0
		計	8,134,010

業務経理

基金を運営するための経費を処理する会計です。

損益計算書 (2024年4月1日～2025年3月31日)

(千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
事務費	29,292	掛金収入	30,801
業務委託費等*	8,940	雑収入	7
繰入金	0	当年度不足金	7,877
雑支出	453		
当年度剰余金	0		
計	38,685	計	38,685

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	9,838	流動負債	0
(現金・預貯金)	(7,349)	固定負債	0
(未収事務費掛金)	(2,489)	繰越剰余金	17,715
固定資産	0	当年度剰余金	0
当年度不足金	7,877		
計	17,715	計	17,715

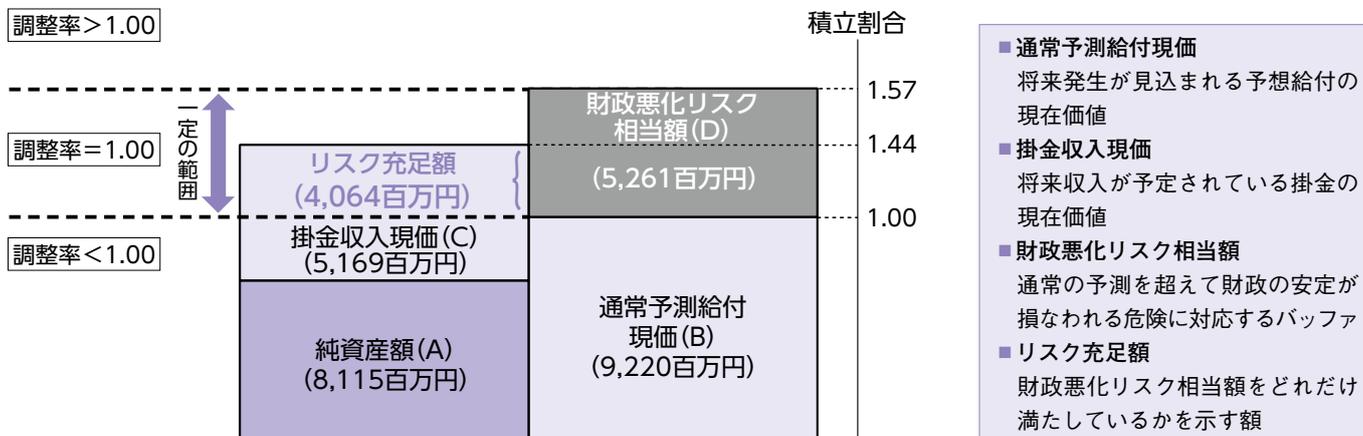
*業務委託費等：確定給付企業年金事務委託費（年金数理計算、加入者・受給者記録管理、給付金支払事務、各種報告書類作成・支援事務等）
 ※当年度不足金7,877千円を前年度からの繰越剰余金17,715千円で補填することが、当代議員会で承認されました。

財政の検証状況

リスク分担型企業年金制度では、通常の子測を超えて将来発生するリスクに備えて、会社が通常の子金に上乗せするかたちで、リスク対応子金を拠出します。一方で、一定の範囲を超える積立金額の増減に対しては、給付額を増減することで財政の均衡を図ります。従って財政検証の目的は、「給付調整の要否の確認」となります。

積立状況が一定の範囲に収まっていなければ、(翌々年度の)給付が「調整率」を乗じることにより調整されます。

- ・積立状況が一定の範囲を超えて良い場合：(翌々年度の)給付を増額 → 調整率 = $(C + A - D) \div B > 1.00$
- ・積立状況が一定の範囲を超えて悪い場合：(翌々年度の)給付を減額 → 調整率 = $(C + A) \div B < 1.00$



今回の決算では、積立割合 $(= \frac{(A) + (C)}{(B)})$ は1.44となったため、調整率は1.00となりました。

また、超過比率 $(= \frac{(A) + (C) - (B) - (D)}{(B)})$ は0.15となりました。

時価ベース利回り (年1.25%) が予定利率 (年2.50%) を下回ったことによる運用差損 (100百万円) が発生しましたが、加入者の状況に係る要因やリスク充足額に対する予定利息の付利などがプラス要因となり、リスク充足額は前年比+41百万となりました。当基金の年金資産の積立状況は「財政均衡」の状態にあり、調整率は1.00となるため (2026年度の) 給付調整はありません。

その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項 (2025年7月18日代議員会その他決議事項他)

1. 特定個人情報取扱規程の一部変更 (施行：令和7年7月18日 適用：令和7年4月1日)
本規程で引用の番号法 (マイナンバー法) に頂ずれが生じたためにこれを反映した。
2. 監事選挙では、雨宮 龍太郎 (選定)、中島 輝郎 (互選) の両氏が選出された。
3. アセットオーナー・プリンシプルの受入れ表明の状況等について
昨年8月に策定されたアセットオーナー・プリンシプルについては、本年2月の代議員会にて内容説明が行われた。今般の代議員会では受入れ表明の状況等とともに、基金事務局から「受入れ表明を前向きに検討する」との報告があった。

資産運用委員会の議事概要について

2024年度下期の委員会議事概要は以下のとおりです。

- ・2024年度第3四半期までの資産運用状況の報告と2024年度運用実績見込について
- ・リスクコントロール型ファンド逡減と代替ファンドの提案 ・債券枠内での資産移動について

新体制発足 (2025年8月)：基金代議員の紹介

選定代議員	役職	互選代議員	役職
齋藤 孝嘉	理事長	沢田 哲也	理事
川上 昌昭	常務理事 兼 理事長代理	荒井 健次	理事
岩崎 慎史	理事	西 康彦	理事
雨宮 龍太郎	監事	中島 輝郎	監事
井沼 隆一郎		切石 隼人	
丸峯 憲治		佐藤 陽輔	
菊谷 淳		岩井 友秀	

8月1日付で任期満了に伴う代議員・役員の改選があり、当基金代議員体制に異動がありましたので紹介いたします。

代議員の半数は母体企業が指名し (選定代議員)、他の半数は加入者が選挙します (互選代議員)。基金の運営方針を決める議決機関である代議員会では、年金規約の変更、予算・決算の承認、基金の解散等が決議されます。

※本年2月の規約変更により、2年間の代議員任期は2025年8月1日から2027年7月31日迄となりました。



60歳代前半に雇用保険の給付を受けた場合の年金の支給調整



令和7年4月からすべての企業で65歳定年制度が義務化され、60歳以降の働き方への関心が高まっています。60歳以降も働き続けた場合に賃金が低下することがあります。一定以上賃金が低下した場合、低下した賃金を補う制度として「高年齢雇用継続給付」があります。この給付を受ける場合、特別支給の老齢厚生年金が支給調整されます。高年齢雇用継続給付は、4月から支給率などが変更になりましたので、最新情報をご説明します。

雇用保険の高年齢雇用継続給付とは

高年齢雇用継続給付とは、60歳以降も働き続ける場合、60歳到達時点と比べて、賃金が75%未満に低下した60歳以上65歳未満の一般被保険者に支給される給付金です。「高年齢雇用継続基本給付金」と「高年齢再就職給付金」の2種類があります。前者は、60歳以降に退職せず継続して就労している人が対象で、後者は、60歳以降に退職し、基本手当（失業給付）を受給し、基本手当の支給残日数を100日以上残して再就職した人が対象です。例えば、60歳時点の賃金が40万円であった人の賃金が60歳以降20万円に低下した場合、40万円の賃金と比べて「50%未満」に低下した状態となります。この60歳時点と比べて賃金が下がる率を「低下率」といい、低下率に応じて給付額が算出されます（右図）。令和7年4月以降に60歳に達した日を迎えた人の支給率は、最大で10%です。このケースは、賃金の低下率が50%（20万円÷40万円）のため、支給額は、2万円（支払われた賃金20万円×10%）となります。

●支給率について

（ ）内赤字は、令和7年3月31日以前に60歳に達した人の低下率と支給率

賃金の低下率	支給率
64%以下 (61%以下)	支払われた賃金額の 10% (15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	支払われた賃金額× 支給率10%～0% (15%～0%)
75%以上の場合	不支給

※60歳以降の賃金が386,922円（令和7年8月1日～令和8年7月31日の額。毎年8月1日に見直し）以上の場合、給付金は支給されません。

雇用保険と年金との調整

高年齢雇用継続給付を受けられるときは、老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金含む）の一部が支給停止となります。年金の支給停止額（月額）は、最高で標準報酬月額4%（令和7年3月31日以前に60歳に達している人は6%）に相当する額です。上記のケースでは8,000円（20万円×4%）が支給停止となります。また、ハローワークで求職の申込み（雇用保険の基本手当）をしたときは、老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金含む）が全額支給停止となります。



Rさんのケースを見てみましょう。

60歳で退職し、年金の繰上げ受給をするつもりです。年金が減額になること以外に注意点があれば教えてください。

60歳で退職し、転職したいと考えています。60歳で年金の繰上げ受給をする予定です。繰り上げると年金が減額になることは理解していますが、そのほかに注意すべき点があれば教えてください。

- Rさん(今年60歳になる男性。65歳時点の老齢厚生年金は120万円、加給年金額41万円、老齢基礎年金は77万円)。妻は55歳、パート勤務。



STEP 1 60歳で繰り上げた場合の年金額

老齢年金の受け取りは、原則として65歳からですが、60歳から65歳になるまでの「繰上げ受給」と66歳以降75歳までの「繰下げ受給」も選択することができます。このうち繰上げ受給は、繰り上げた月数に応じて減額された年金額が一生続きます。この場合、繰り上げると年金額は繰り上げ1ヵ月につき昭和37年4月1日以前生まれの人は0.5%減額、昭和37年4月2日以降生まれの人は0.4%減額されます。Rさんの場合、受給開始年齢は、65歳になります。60歳で繰上げ請求すると、24% (0.4%×60月) 減額されます。老齢基礎年金と老齢厚生年金は併せて繰上げ請求をする必要がありますので、年金額は、老齢厚生年金が91万2,000円、老齢基礎年金が58万5,200円になります。加給年金額は、本来の受給開始年齢である65歳にならないと、加算されません。

STEP 2 繰上げ請求した場合の注意点

そのほかの注意すべき点についてご説明しましょう。

- 65歳になるまでは、雇用保険からの給付と年金の両方を同時に受給できません。雇用保険から基本手当(失業給付)や高齢雇用継続給付を受給している場合、老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を含む)の一部または全部が支給停止になります(老齢基礎年金は支給停止されません)。
- 繰上げ請求後、65歳前までに障害の状態になっても、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。障害基礎年金は老齢基礎年金よりも年金額が多いことがあるため、病気やけがの治療中の人は注意しましょう。
- 共済組合加入期間がある場合、共済組合から受け取る老齢年金も、同時に繰上げ請求する必要があります。
- 国民年金に任意加入することや、保険料を追納できなくなります。
- 65歳になるまでは、遺族厚生年金と繰り上げた老齢基礎年金を同時に受け取ることができません。
- 一度繰上げ請求をすると、その後は、決して取り消すことはできません。以上のように繰上げ請求をする場合は、慎重に判断することが重要です。



ポイントチェック

Rさんは、60歳で退職し、雇用保険の基本手当(いわゆる失業保険)を受給後、転職希望です。65歳になるまでの間、雇用保険の基本手当と繰上げ請求した老齢厚生年金は、同時に受け取ることができません。一般的に、基本手当の方が額が高いため、基本手当を受給することになります。基本手当は、離職日の直前6ヵ月間の賃金(残

業代、通勤手当代など含む)を基に計算します。Rさんの場合、基本手当の額は、1日当たり7,623円(60~64歳の上限額に該当)で、受給できる日数は、150日分です。したがって、総額で約114万円(7,623円×150日分)受け取ることができます。なお、基本手当を受給していても、繰上げ請求した老齢基礎年金は、支給停止されません。



NEWS CLIP

気になるニュースをピックアップ!

年金制度改正法が成立しました

年金制度改正に関する法律が成立し、年金制度の多岐にわたる変更が予定されています。

健康保険・厚生年金に加入できる短時間労働者（パートやアルバイト）の範囲については、従業員数が51人以上の企業が対象です。この従業員数を2027年10月から36人以上、2029年10月から21人以上、2032年10月から11人以上、2035年10月から10人以下に範囲を広げます。また、月額賃金8.8万以上の場合、社会保険に加入することになり

ますが、この賃金要件は原則として撤廃されます。

年金と給与・賞与を合わせて51万円（2025年度価格。金額は年度によって変動）を上回ると年金が停止される在職老齢年金は、2026年4月1日から支給停止基準額が62万円に引き上げられます。

厚生年金の保険料を算出する際に用いる標準報酬月額については、現行の上限等級である65万円から段階的に新たな等級を追加し、2029年9月には75万円を上限とする予定です。

私的年金制度が見直されます

公的年金制度の見直しに合わせて、企業年金を含めた私的年金制度の見直しについても議論が進められました。

個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入できる人は、働き方などによって加入できる年齢の上限が異なり、現行では、国民年金被保険者（国民年金第1号～第3号被保険者と任意加入被保険者）であって、かつ老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない人がiDeCoに加入できます。この要件に①iDeCoの加入者・運用指図者②企業型確定拠出年金

等の私的年金の資産をiDeCoに移換する人——であって、かつ老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない人を新たに追加する予定です。年齢の上限についても、働き方などにかかわらず70歳未満とされる予定です。また、iDeCoの拠出限度額も第1号被保：月7.5万円、第2号被保：月6.2万円に引き上げられる予定です。

このほか、加入者などに通知されている企業年金の情報を厚生労働省が集約して一般に公表することとなりました。

ポータビリティ制度を活用し、確実な老後資産形成を

今般の私的年金制度の見直しにより、企業型確定拠出年金（DC）やiDeCoの拠出限度額が月6.2万円に拡大され、iDeCoの加入年齢上限も70歳へ引き上げられることで、企業年金の有無や働き方に関係なく、誰もが継続的に資産形成しやすい環境が整いつつあります。

一方、離職や転職の際は注意が必要です。企業型DCでは、退職後6ヵ月以内に資産を移換しないと、国民年金基金連合会に自動移換され、運用が停止されたうえ手数料が差し引かれるため、資産が目減り

してしまいます。さらにこの期間は加入期間に含まれず、年金受給開始が遅れる可能性もあります。

また、確定給付型（DB）制度への資産移換は、転職先のDB規約で受け入れを認めていなければできません。多くのDB制度は移換を受け入れていないのが現状です。そのため、離職時の企業型DCの資産はiDeCoへの移換が有効な選択肢となります。

なお、すでにiDeCoに加入している方は、離職や転職の際には、ご利用の金融機関へ企業年金の加入状況などを報告する必要があるため、ご注意ください。